

# 令和 8 年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和 8 年度輸入食品監視指導計画の概要等について

大阪検疫所 食品監視課

令和 8 年 4 月 2 1 日

1. 輸入食品の監視体制
2. 輸出国における衛生管理対策の推進
3. 輸入時における監視指導
4. 輸入者による自主的な衛生管理の推進
5. 輸入食品監視指導計画について
6. その他周知事項（トピックス）

# 1

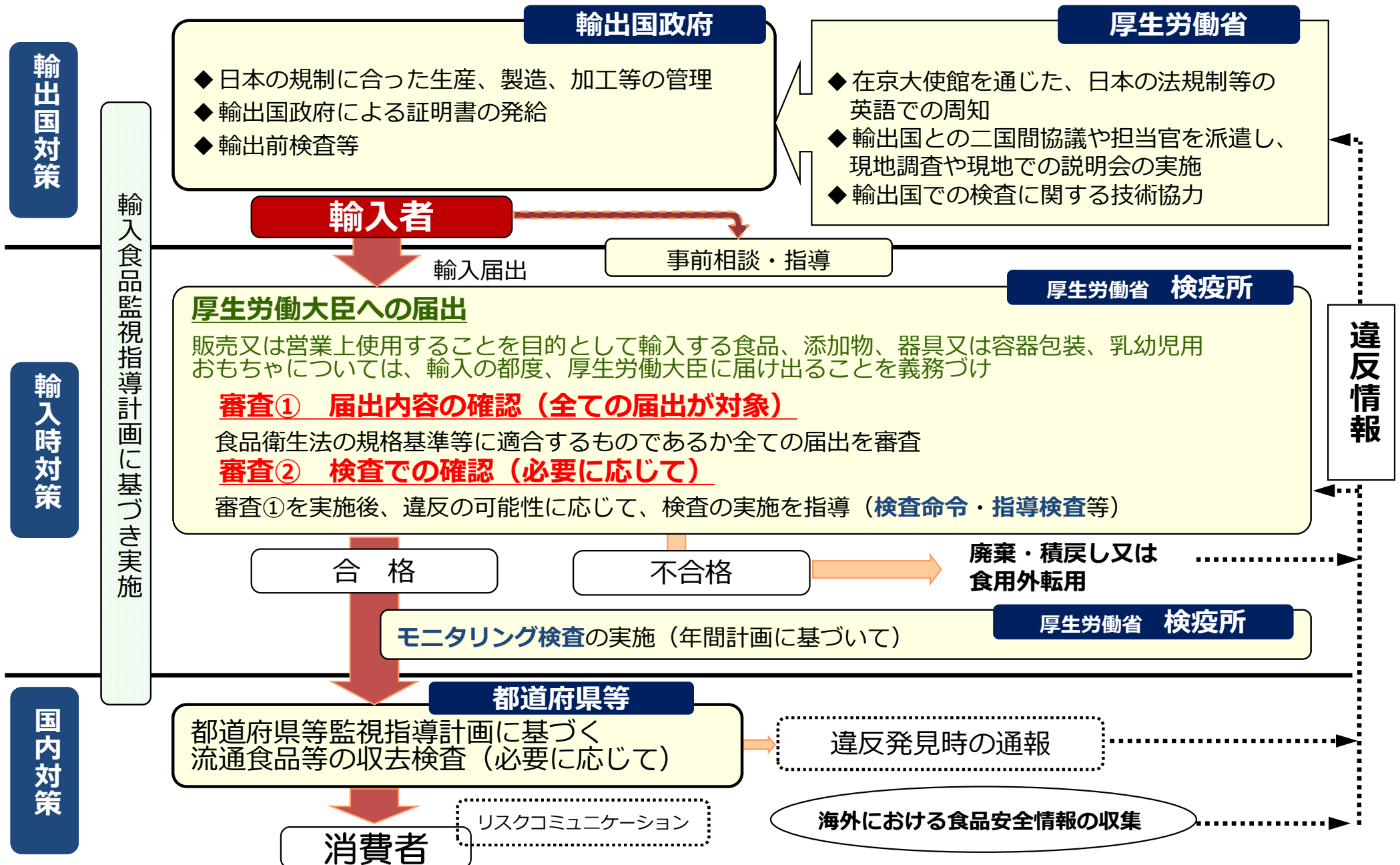
## 輸入食品の監制体制

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 輸入食品の監制体制



# 輸出国における衛生管理対策の推進

# 輸出国における衛生管理対策の推進①

## ◆ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

## ◆ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施
- HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

## ◆ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

# 輸出国における衛生管理対策の推進②

## 海外からの情報等に基づく緊急対応

法違反食品等の輸入実績がある場合には、流通状況の調査、輸入者への指示を行う。

海外情報の内容	対象国	対象食品
ヒスタミンが検出していたとして、 現地にて自主回収	イタリア	魚醤
リステリア・モノサイトゲネスが検 出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ

～ 令和7年度において海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例 ～



# 輸入時における監視指導

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 輸入時における監視指導①

## ① 輸入届出による確認

- ◆ 食品衛生法への適合性の確認
- ◆ 届出のほか、輸出国政府の発行する証明書、行政検査等により確認

## ② モニタリング検査の実施

- ◆ モニタリング計画の策定及び実施
- ◆ 輸出国等における情報や法違反の発見等により検査を強化※

※強化の解除条件⇒輸出国対策の有効性が確認された場合、もしくは強化開始日より1年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がない場合



# 輸入時における監視指導②

## ③ モニタリング検査以外の行政検査

- ◆ 必要に応じて現場検査を実施
- ◆ 届出内容との同一性を確認する貨物確認検査の実施  
→ 特に初回届出時における貨物確認の徹底

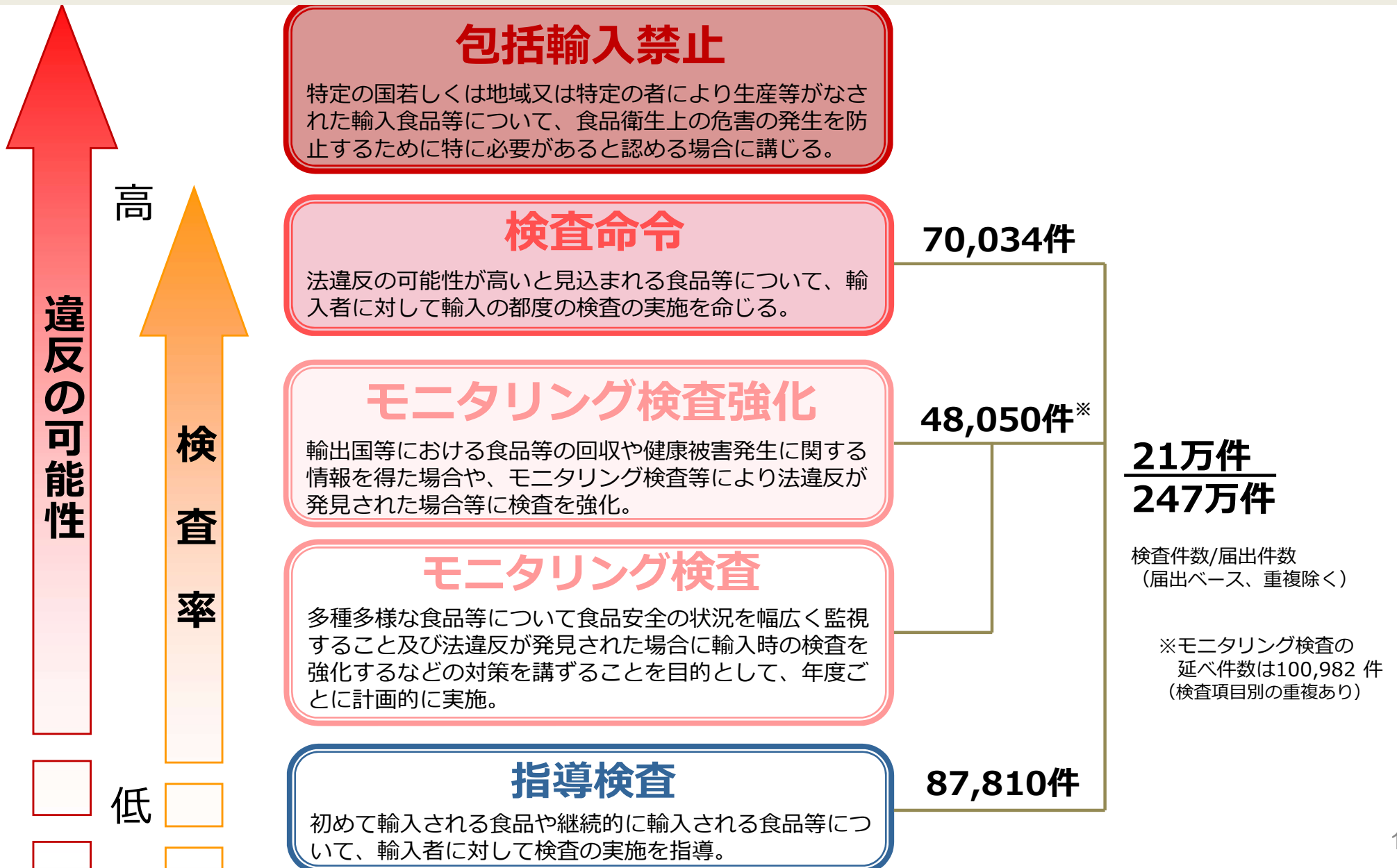


## ④ 検査命令の実施

- ◆ 検査命令の解除要件
  - i. 輸出国による再発防止対策が講じられた場合
  - ii. 命令通知日から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上ある場合

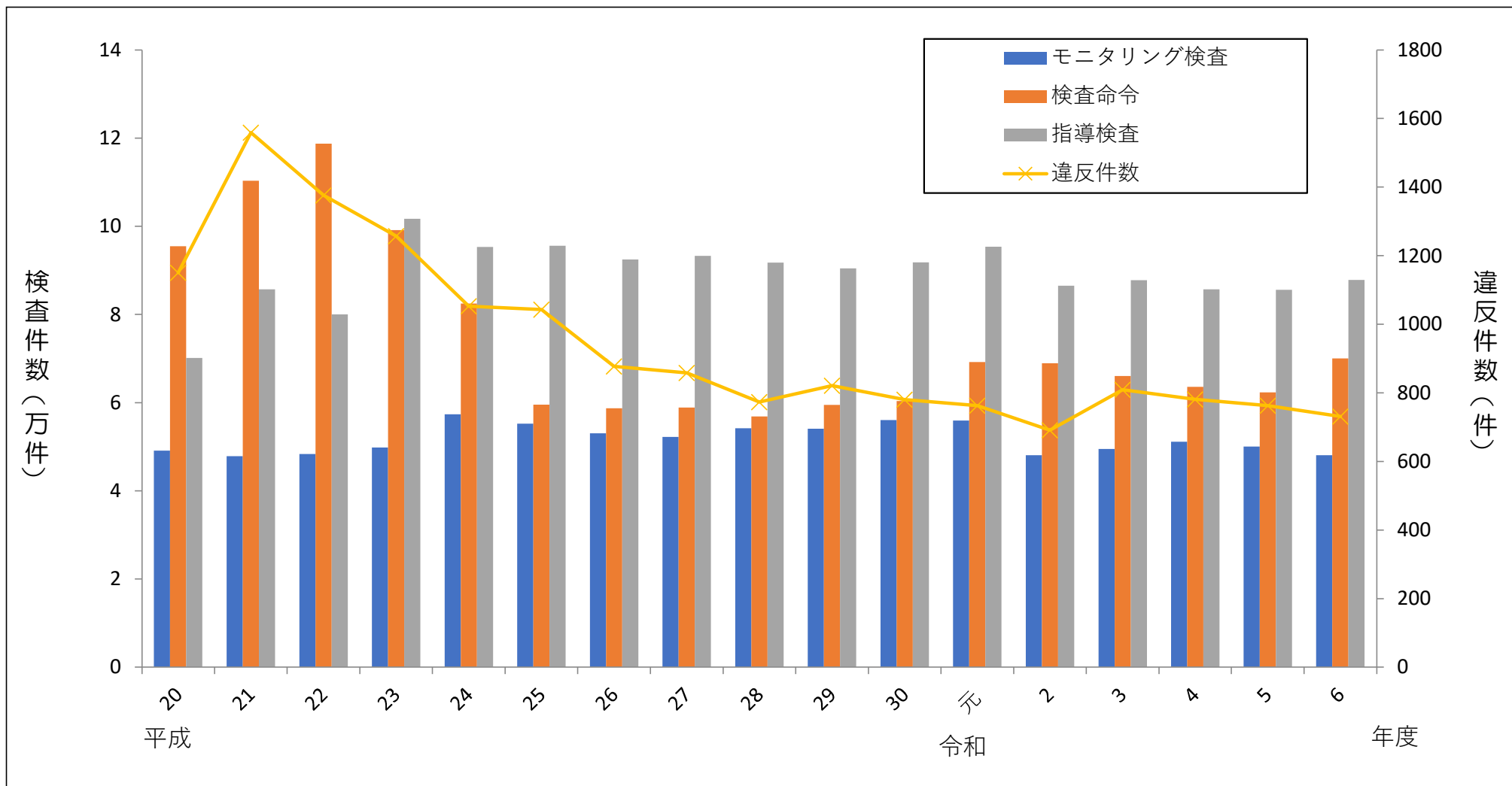
# 輸入時における監視指導③

## 輸入時検査の仕組みと実施状況（令和6年度）



# 輸入時における監視指導④

## 輸入時の検査・違反件数の推移



# 4

## 輸入者による自主的な衛生管理の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 輸入者による自主的な衛生管理の推進①

## 食品安全基本法

輸入者自らが食品の安全性確保の第一義的責任者であり、必要な措置を食品供給行程の各段階で適切に講ずる責務がある。

### ① 輸入者に対する基本的な指導事項

- ◆ 別表2のとおり。加工食品については「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添1に基づく指導。
- ◆ 「健康食品」の安全性確保に努める。厚生労働大臣が指定した成分等を含む食品にあつては、製造方法が法に適合していることについての確認。
- ◆ 食品用器具、容器包装のポジティブリスト制度※の周知と適合性確認の徹底。

※安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具、容器包装への使用を原則禁止とする仕組み

# 輸入者による自主的な衛生管理の推進②

## ② 輸入前指導の実施

- ◆ 輸入前指導の実施体制の強化を図り、法違反食品の輸入の未然防止に努める。
- ◆ 輸入食品相談指導室の利用促進。



## ③ 輸入前指導による法違反発見時の対応

- ◆ 適切な対策を講じ、改善が図られるまでは輸入を見合わせるよう指導。

## ④ 輸入時における自主検査の実施

- ◆ 規格・基準のあるものや、別途通知で定められているもの等について指導。

# 輸入者による自主的な衛生管理の推進③

## ⑤ 輸入食品等の記録の作成及び保存

- ◆ 輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存。
- ◆ モニタリング検査時の「販売計画書」の提出指導。

## ⑥ 食品安全に関する知識の向上

- ◆ 説明会、講習会への参加。
- ◆ 食品表示について都道府県等への事前相談を促す。



5

# 輸入食品監視指導計画について

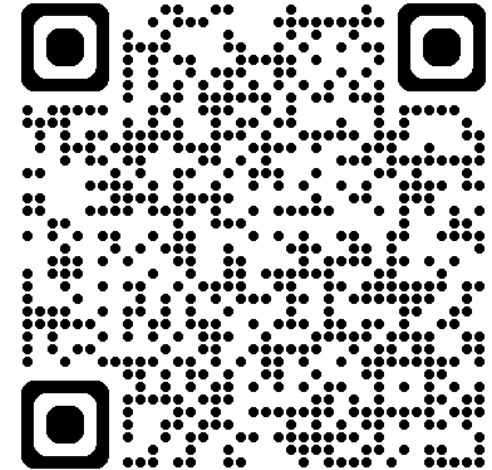
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 輸入食品監視指導計画について①

厚生労働省ホームページ（令和8年度輸入食品監視指導計画）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00004.html)



## 目的

輸入時の検査や輸入者の監視指導等の効果的かつ効率的な実施を推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 監視指導の基本的な考え方

輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での安全性確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

# 輸入食品監視指導計画について②

## 令和8年度における監視指導の具体的内容

### 【重点的に監視指導を実施すべき事項】

輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認、輸入時検査の実施 など

### 【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進 など

### 【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知 など

### 【法違反が判明した場合の対応】

廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導 など

### 【関係者相互間の情報及び意見の交換】

輸入食品監視指導計画及び結果の公表、リスクコミュニケーションの推進 など

## 令和8年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- 輸出国、輸入時、国内各段階での対策を継続して実施
- より効果的なモニタリング検査の実施に努め、必要な体制整備を検討
- モニタリング検査の検査項目については、違反状況、健康被害発生の可能性を考慮した重点化を図り設定
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組みを継続

# 輸入食品監視指導計画について④

## 令和8年度の主な変更点（モニタリング検査計画数）

モニタリング検査計画数 約100,000件（増減なし）

※ 効果的・効率的な実施のため、輸入される食品等に対し幅広く実施  
貨物確認検査についても継続的に実施

検査項目	令和8年度	令和7年度
残留農薬	25,300	25,530
成分規格（大腸菌群等）	13,580	14,000
添加物	12,680	12,600
病原微生物（リステリア等）	15,000	15,310
抗菌性物質等	13,000	13,320
カビ毒（アフラトキシン等）	<b>8,820</b>	7,620
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

※ 米・ねぎ・香辛料等の残留農薬、雑穀・落花生・豆類加工品等のカビ毒、調味料・菓子等の添加物などを強化

6

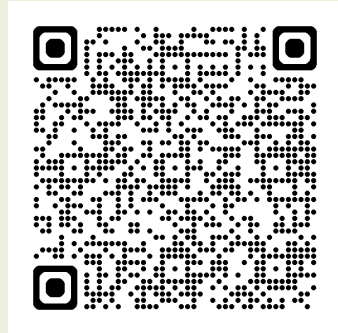
## その他周知事項（トピックス）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## ミネラルウォーター類のPFAS（PFOS及びPFOA）

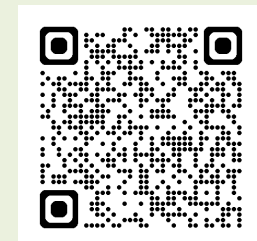


- 令和7年6月30日付け告示改正  
→令和8年3月31日で猶予期間終了
- 清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）に係る成分規格を設定されたところ。
- 猶予期間が終了したことから、今後輸入する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」については「**PFOS及びPFOA**」の**自主検査が必要**。  
(殺菌又は除菌を行わないものについては自主検査の指導は行わないが、モニタリング検査を実施する場合もあるため管理すること。)

## 器具容器包装の試験法改正



- 令和7年5月30日付け告示改正
  - 試験法関連は令和8年6月1日から施行
  - 令和12年5月31日まで猶予期間（猶予期間延長）
  - ✓ 総溶出物規格の導入（個別規格の無い合成樹脂）
  - ✓ 食品擬似溶媒の整理
  - ✓ 使用温度が100℃を超える試料の溶出温度変更（95℃→90℃）
- 試験法が改正前と改正後のもので混在することになるため、どちらの試験法で行ったかの把握をお願いします
- 令和12年5月31日までに輸入されるものについては、  
令和12年6月1日以降に改正後の試験法による試験を行う必要はない

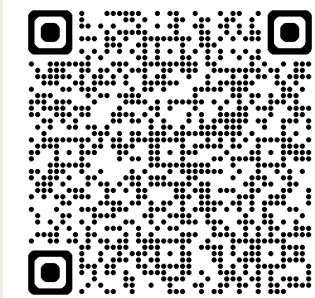


## 二酸化硫黄等の使用基準改正（主にノンアルコールワイン）

- 令和8年4月7日付け告示改正

→即日施行

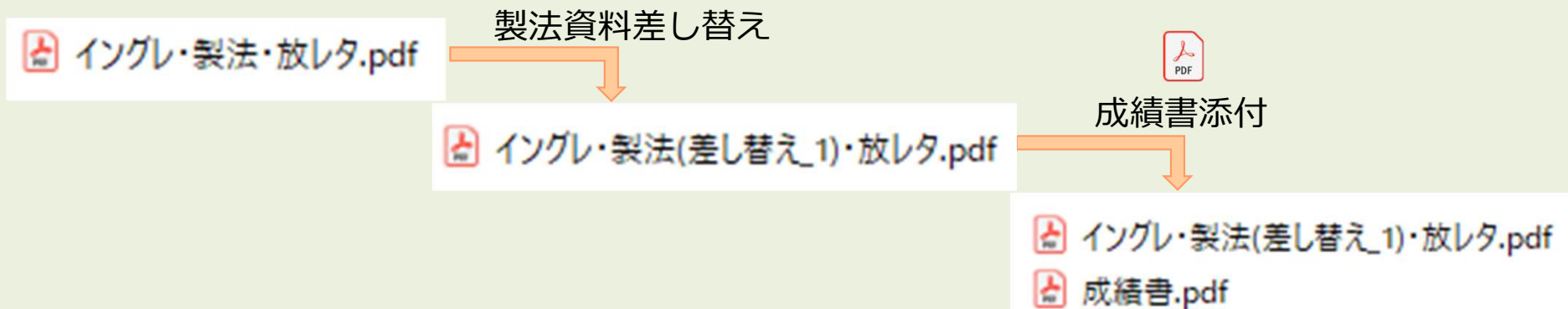
- 「清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。）を加えたものに限る。）及びこれに加えるぶどう果汁にあってはその1kgにつき0.35g以上残存しないように使用しなければならない。」が追加された
- 従前まではその他の食品（その1kgにつき0.030g以上残存しないように使用）の基準であったもの



# トピックス④

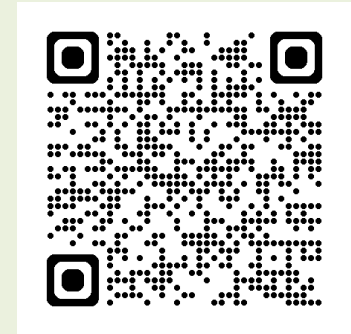
## 電子添付（MSF）、電子添付訂正（MSH）の方法統一

- ファイル数は原則一つ。（例えば、原材料資料、製法資料、放射線資料の3種あった場合でも1つのファイルにまとめて添付。）
  - **ただし、検査結果（成績書）は別のファイル**にして追加で添付。
- ファイル名は**何の資料か分かる名称**に。
  - 資料差し替え時はファイル名の変更を。
- 資料差し替え時は**該当資料のみ差し替え**し、**差し替え前は削除**を。



## 備考欄の統一化

- 備考欄の入力整理に引き続きご協力をお願いします。
  - ✓ 実績番号欄、継続欄の確実な入力
  - ✓ 備考記載例に基づく備考整理
  - ✓ 備考からの不要情報削除
- 特に初回・更新時の備考記載を整理し、同一品の継続輸入時は、実績番号と届出内容を一致させるようお願いします。
- NACCS掲示板 虎の巻 ～FAINSマスター～  
<https://bbs.naccscenter.com/qanda/toranomaki/tora-ifa.html>



# 令和 8 年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和 7 年度行政検査実施状況について / 令和 8 年度モニタリング検査実施計画について

大阪検疫所 食品監視課

令和 8 年 4 月 2 1 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 令和 7 年度行政検査実施状況について
- 令和 8 年度モニタリング検査実施計画について

- 令和 7 年度行政検査実施状況について
- 令和 8 年度モニタリング検査実施計画について

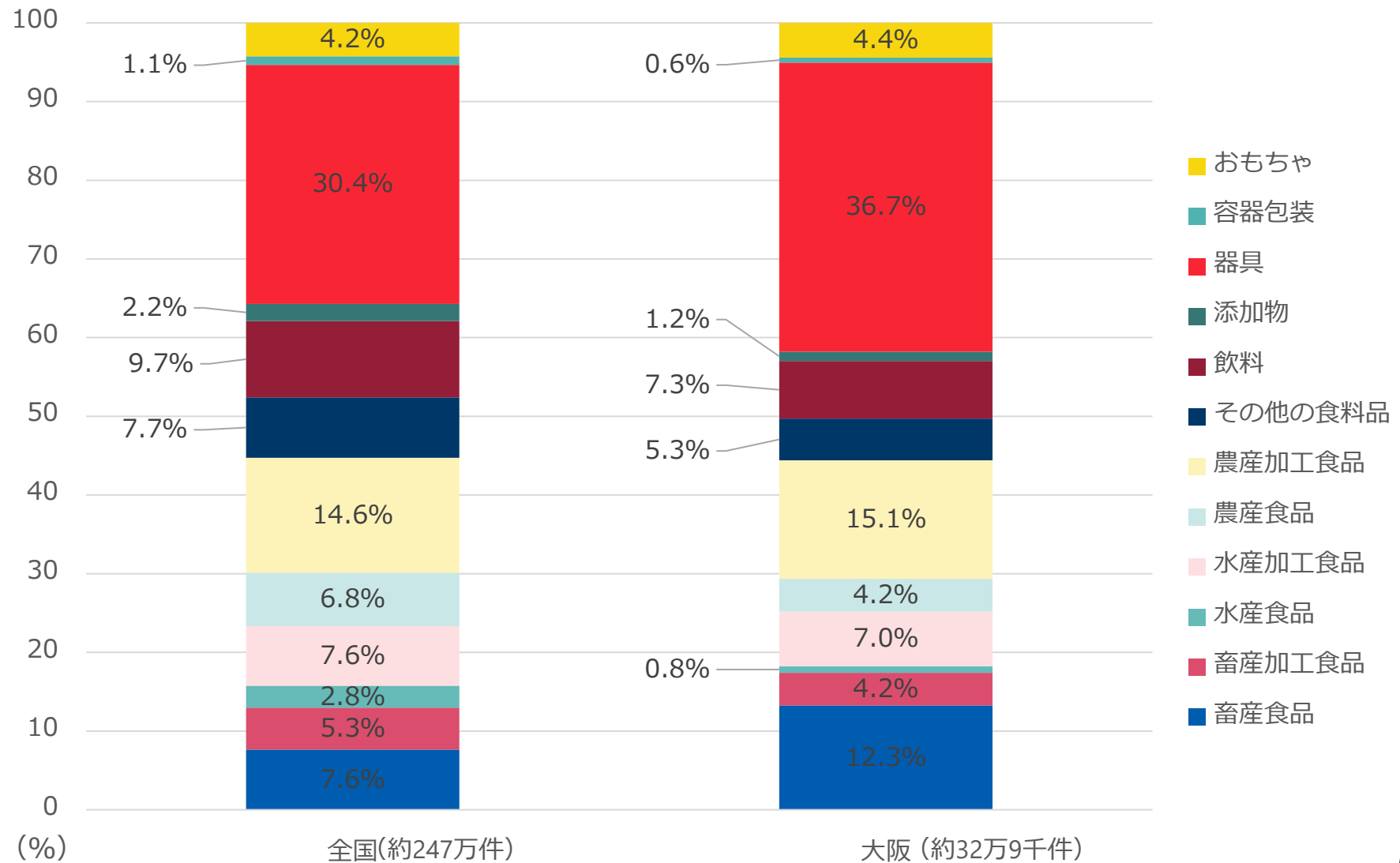
## 大阪検疫所における輸入食品監視指導概況（令和6年度まで）

【年度別の届出・検査・違反状況】

区分 年度	輸入届出件数	輸入届出数量		検査数量		違反数量	
	件数 (全国)	件数	重量(t)	件数	重量(t)	件数	重量(t)
平成29年度	2,430,070	299,019	2,710,822	18,483	178,178	64	300
平成30年度	2,482,623	309,846	2,764,636	18,901	177,953	56	424
令和元年度	2,544,674	312,888	2,767,407	19,544	191,540	87	515
令和2年度	2,352,082	294,531	2,468,818	19,366	167,863	59	556
令和3年度	2,455,182	302,161	2,552,132	19,669	156,968	74	472
令和4年度	2,400,309	299,079	2,539,279	19,576	171,682	57	448
令和5年度	2,350,033	305,504	2,417,132	19,340	163,281	57	642
令和6年度	2,466,004	329,370	2,568,646	20,801	192,366	61	683

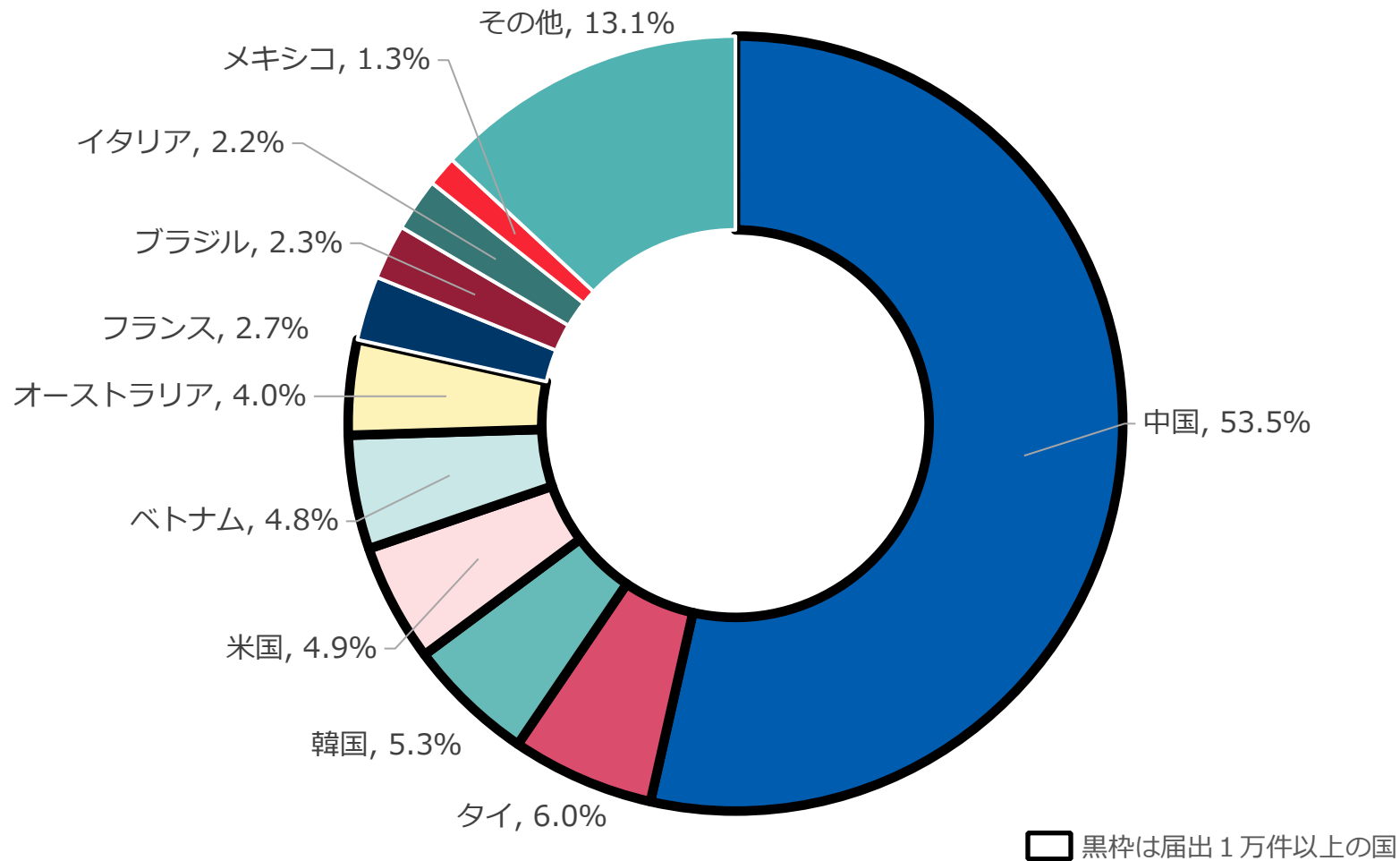
## 品目別輸入届出状況（令和6年度・全国比）

件数比



## 大阪検疫所の輸出国別届出状況（令和6年度）

件数比



■中国 ■タイ ■韓国 ■米国 ■ベトナム ■オーストラリア ■フランス ■ブラジル ■イタリア ■メキシコ ■その他

## 大阪検疫所の食品等輸入状況

大阪検疫所	令和7年度（※速報値）	令和6年度
届出件数	336,647 件	329,370 件
届出重量	約235万トン	約257万トン
検査件数	22,294 件	20,801件
違反件数（届出日ベース）	45 件	61 件
違反率 （違反件数／検査件数）	0.20 %	0.29 %

※（大阪検疫所調べ）

## 令和7年度モニタリング検査実施状況について

検査項目	令和7年度 計画件数（全国）	大阪検疫所の計画数に 対する実施率
抗菌性物質等	13,410	108%
残留農薬	25,516	114%
添加物	12,698	128%
成分規格等	13,830	103%
病原微生物	15,291	117%
カビ毒	7,643	83%
遺伝子組換え食品	952	104%
放射線照射	670	100%
検査強化分 （SRM除去確認含む）	10,000	—
<b>総計</b>	<b>100,010</b>	<b>100%</b>

検査強化分は各検査項目で実施率を集計しています。SRM除去確認検査のみ検査強化分として集計（速報値：大阪検疫所調べ）

# 令和 7 年度貨物確認検査実施状況について

## 貨物確認検査実施状況

---

- 貨物確認検査数：2,413 件（大阪検疫所調べ）
- 初回輸入時や、必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認するために行います。
- 届出事項と実際の貨物表示（原材料や製造者等）に相違が見られます。  
今一度、正しい内容での届出をお願いします。

# 大阪検疫所の主な違反事例

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	4 (1) *	9	アフラトキシンの付着：果実（ラカンカ）の調整品 輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）：米
10	病肉等の販売等の禁止	0	0	
12	添加物等の販売等の制限	0	0	
13	食品又は添加物の基準及び規格	41 (5) *	91	動物用医薬品の含有：えび（マラカイトグリーン） 農薬の残留基準超過：スナップエンドウ（クロルピリホス、シロマジン）、カカオ豆（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）、コーヒー豆（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）、だいこん類の根（チアメトキサム）、ゴマの種子（チアメトキサム）、ブルーベリー（テブコナゾール）、ピーマン（エトキサゾール）、いちご（ブピリメート）、にんじん（メピコートクロリド） 添加物の使用基準違反：ケーキ類（ソルビン酸）、果実酒（ソルビン酸）、果実（梅、マンゴー）の調整品（二酸化硫黄）、リンゴのシロップ漬け（二酸化硫黄）、果実（梅、いちご、マンゴー、ブドウ）の調整品（スクラロース） その他成分規格違反：冷凍食品等（一般生菌数、E.coli、大腸菌群）、レトルト殺菌食品（発育しうる微生物）
18	器具又は容器包装の基準及び規格	0	0	
68	おもちゃ等への準用規定	0	0	
計		45（届出件数：45）		

\* モニタリング検査における違反件数。

違反内訳：その他食品の成分規格違反：2件、動物用医薬品の含有:1件、農薬の残留基準超過：1件、添加物の使用基準違反：1件、アフラトキシンの付着：1件

- 令和 7 年度行政検査実施状況について
- 令和 8 年度モニタリング検査実施計画について

## 令和 8 年度モニタリング検査計画数について

検査項目	令和 7 年度 計画件数 (全国)	令和 8 年度 計画件数 (全国)
抗菌性物質等	13,410	12,902
残留農薬	25,516	25,396
添加物	12,698	12,848
成分規格等	13,830	13,590
病原微生物	15,291	15,052
カビ毒	7,643	8,928
遺伝子組換え食品	952	952
放射線照射	670	670
検査強化分 (SRM除去確認含む)	10,000	10,000
総計	100,010	100,338

# モニタリング検査での連絡事項

## 対象品について

---

- 検疫所が対象とした届出貨物で実施します。

## 検査頻度

---

- 継続的に輸入される貨物は、年度ごとに定期的な受検をお願いします。
- 別表第2に掲載された品目については、30%の割合で実施します。
- 同一品目を頻繁に輸入する場合には、複数回モニタリング検査の対象となる場合があります。
- 季節によって輸入が多くなる貨物（青果など）は一時期に検査が集中することがあります。

## モニタリング検査での連絡事項

### 重点的に実施する貨物

---

- 他輸入者の同一製品で実施した成績書を使用した貨物（サイクラミン酸）

### 計画数の増加から検査頻度が高くなる貨物（代表的なもの）

---

- ねぎ（残留農薬）
- にんにく（残留農薬）
- レモン（残留農薬）
- 豆類加工品（総アフラトキシン）
- 菓子類・チョコレート類（総アフラトキシン）
- 清涼飲料水（成分規格）

### その他定期的に実施する貨物

---

- 米国産アーモンドで対日輸出プログラム対象のもの（総アフラトキシン）

## モニタリング検査での連絡事項

### 採取量について

---

- 輸入食品等モニタリング計画の別表第4～6に基づく量で採取を行いますが、当該アイテムにおける検査部位の割合や、廃棄率によっては、採取量が多くなる場合があります。  
特に食肉は検査部位が筋肉(赤身)部分のため、脂肪分の多いアイテムについては採取量が多くなります。
- 項目により、複数検査機関で検査を行う関係で、採取量が多くなる場合があります。

### 検査実施予定日の連絡について

---

- 基本的には搬入日翌日に検査を実施できるように連絡していますが、他届出との兼ね合いなどによっては、搬入日翌々日の日程を連絡する場合があります。

## モニタリング検査での連絡事項

### 貨物の採取について

---

- コンテナ通関を行う貨物については、コンテナヤードやデバン先（通関後）でのサンプリングにご協力ください。
- 事前に現場への到着時間と検査対象貨物をお伝えしていますので、スムーズな検査の実施にご協力をお願いします。

## モニタリング検査での連絡事項

### 必要書類など

---

- モニタリング検査において、入庫明細は必要書類となります（コンテナヤードでの検査を除く）。可能な限り、検査前にFAINSでの電子添付、FAXでの送付等をお願いします。
- モニタリング検査実施予定の食肉、食肉製品等で、検査予定日前日までに衛生証明書の提出が困難な場合、事前に連絡をお願いします。
- モニタリング検査実施予定の野菜、果実等について、植物防疫で不合格、条件付き合格（燻蒸処理）により予定日に検査が実施できないことがわかった場合、速やかにお知らせください。

# 貨物確認検査（現場検査）の実施について

## 貨物確認検査（現場検査）

---

- 輸入食品監視指導計画に基づき、積極的に貨物確認検査を実施しています。

## 実施貨物について

---

- 初回輸入時
- 輸出国での衛生管理が特に重要な食品等が輸入される場合
- 輸送途中で事故が発生した場合
- 必要に応じて輸入届出の内容と実際の貨物の同一性を確認する場合  
などに実施します。

## その他

---

- 届出事項と実際の貨物表示（原材料や製造者等）に相違が見られます。  
正しい内容での届出をお願いします。